

「2020年東京オリパラに向けた国際理解講演会」開催事業業務委託仕様書

1 委託業務名

「2020年東京オリパラに向けた国際理解講演会」開催事業業務委託

2 委託業務の目的

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向け、県がホストタウンとして登録している国への国際理解及び国際協力に対する県民理解を促進する。

3 業務を委託する期間

契約日から平成30年3月31日まで

4 委託料

1,680,000円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする。

5 業務概要

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催に向け、県がホストタウンとして登録している国の理解を促進するため、県民を対象とした「2020年東京オリパラに向けた国際理解講演会」を開催する。

6 委託業務の内容

「2020年東京オリパラに向けた国際理解講演会」の開催に係る下記の業務を行うこと。

① 開催日時及び場所の調整等を行うこと。

- ・講演会の開催は平成30年3月25日（日）までに実施すること。
- ・開催場所は収容人数200名以上の会場で実施すること。

② 講師の提案、講師との調整等を行うこと。

- ・講演会講師の候補者の提案及び出演調整を行うこと。
- ・講師は、オリンピック・パラリンピック出場経験者あるいは県がホストタウンとして登録している国（ドイツ、イタリア、イギリス）にゆかりのある者とする。
- ・講師との当日までの連絡調整（旅行・宿泊等の手配）、当日のアテンド等、講演に必要な業務を行うこと。
- ・講師への講演料及び旅費宿泊費等の支払いを行うこと（発生する場合。源泉徴収等の対応を含む。）。なお、委託費にはこれらの費用を含むものであること。

③ 講演会の参加者募集等を行うこと。

- ・多くの県民が講演会に参加するよう、必要な周知方法を提案し、実施すること。
- ・参加応募はFAXや郵送によるものの他、ホームページでも可能とすること。なお、参加応募用のホームページはパソコンとスマートフォンに対応したものとすること。
- ・参加申込みの受付、問い合わせ対応、参加者への連絡等を行うこと。
- ・参加者の管理等に当たっては、個人情報の管理を徹底するとともに、十分なチェック体制を構築すること。

④ 講演会関連イベントの提案、調整等を行うこと。

- ・講演会関連イベントの提案（関連ブースの出展など）、出展等の調整、当日までの連絡調整を行うこと。
- ・出展料及び旅費の支払い（発生する場合。源泉徴収等の対応を含む）を行うこと。なお、委託費にはこれらの費用を含むものとする。

⑤ 会場準備及び当日の運営を行うこと。

- ・会場の管理者との連絡調整を行うこと。
- ・当日の会場設営、資料配付等の準備を行うこと。
- ・当日の受付、会場までの誘導及び会場整理、駐車場整理を行うこと。
- ・講演会の司会進行、ステージ演出等を行うこと。
- ・催事保険に加入すること。
- ・会場使用料の支払いを行うこと。なお、委託費には会場使用料を含むものであること。

⑥ 開催記録等を作成すること。

- ・講演会の開催記録（記録写真、参加者数等）を作成すること。
- ・参加者アンケートの実施と集計を行うこと。

⑦ その他、上記業務に関し、必要な業務を行うこと。

7 業務遂行上の注意事項

- (1) 委託業務の遂行に関し、必要な能力と経験を有する業務責任者を定めること。また、業務遂行体制を明らかにすること。
- (2) 業務の内容を精査し、効率的な業務の遂行に努めること。
- (3) 委託業務の遂行にあたり疑義が生じた場合又はこの仕様書に定めのない事項については、県と十分協議を行うこと。

8 実績報告

受託者は、委託業務を完了したときは、実績報告書に成果品を添えて、定められた期日までに提出すること。